ILC実現に向けた国民的な機運醸成業務企画提案審査要領

この「企画提案審査要領」は、岩手県が実施する「ILC実現に向けた国民的な機運醸成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定める。

１　審査機関

(1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「選考委員会」という。）において実施する。

(2) 選考委員会の委員は、別途選定する。

２　審査方法

(1) 選考委員会は、企画コンペ参加者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された、「ILC実現に向けた国民的な機運醸成業務仕様書」３に定める書類（以下「企画提案書等」という。）及び「ILC実現に向けた国民的な機運醸成業務企画コンペ実施要領」４に基づき実施する選考委員会におけるプレゼンテーションにより、５に定める審査基準に基づき審査を行う。

(2) 選考委員会は、以下により順位付けを行い、その結果を県に報告する。

ア　各委員は、コンペ参加者が提出する企画提案書等及びプレゼンテーションにより、５に定める審査基準の審査項目ごとに評価・評点を行う。

イ　各委員は、全てのコンペ参加者のうち上位３者を決定し、それぞれ順位に基づき順位点を付す（１位―５点、２位―３点、３位―１点）。

ウ　選考委員会は、コンペ参加者ごとにイの順位点を集計し、点数の多い順に順位付けを行う。

なお、順位点の合計点が同点の者がある場合は、これらの者のうち１位の数が多い者を上位者とし、１位の数が同数の者が複数ある場合はこれらの者のうち２位の数が多い者を上位者とし、さらにその結果が同数の場合は３位の数が多い者を上位者とする。１位、２位及び３位の数が同数の者が複数ある場合は、選考委員会での合議により順位を決定する。

(3) コンペ参加者が１者のみの場合についても上記により審査を実施するものとし、この場合、各審査員の配点の合計を審査員の人数で除した点数が60点以上となることを受託候補者の選定基準とする。

３　一次審査の実施について

　コンペ参加者が５者を超える場合は、選考委員会に設置する部会において企画提案書等の審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位を選考委員会におけるコンペ参加者とする。

４　審査結果の通知

　　審査結果については、各コンペ参加者に書面で通知する。

５　審査基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 選定基準 | 審査項目 | 審査内容 | 配点 | |
| 企画内容の的確性 | 業務目標 | ・業務目的を理解し、的確な目標を設定しているか。 | 10 | 20 |
| 計画性 | ・契約締結後、直ちにキャンペーンの展開に着手できる体制が整えられるか。 | 10 |
| 業務企画  内容 | ＰＲコンテンツの制作 | ・制作するＰＲコンテンツの種類、コンセプト、活用方法は、国民のILCへの関心喚起に効果的なものであるか。  ・ＰＲコンテンツの制作にかかる体制、日程等確実性があるか。 | 30 | 50 |
| キャンペーンの展開 | ・キャンペーンの展開方針及び手法は、首都圏での機運醸成に効果的なものであるか。 | 20 |
| 業務遂行  能力 | 業務遂行能力 | ・業務を滞りなく実施し、不測の事態にも対応できる体制か。  ・関係機関等との協力体制をふまえ、確実に業務を遂行できるか。  ・類似業務の実績等が十分にあるか。 | 20 | 30 |
| 積算内訳 | ・事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合性がとれているか。 | 10 |
| 合計 | | | | 100 |
| 順位点 | | | |  |

　 なお、配点基準は以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価 | 10点の項目 |
| 非常に優れている | 10 |
| 優れている | ８ |
| 問題はない（中位点） | ６ |
| やや問題がある（一部修正が必要） | ４ |
| 問題がある（大幅な修正が必要） | ２ |
| 採用できない | ０ |

　　※20点満点の項目は×２、30点満点の項目は×３を行うこと。

　　また、上位３社までに順位点を付すこと。（１位―５点、２位―３点、３位―１点）